

国自安 1 9 6 号の 2
国自旅 4 4 1 号の 2
国自整 3 0 6 号の 2
令和 3 年 2 月 2 5 日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局旅客課長
自動車局整備課長

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、了知するとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知徹底を図られたい。